

**令和7年度 観光データを活用したデータコンサルティング事業
業務委託企画提案審査委員会設置要綱**

(設置)

第1条 静岡県観光協会が「令和7年度 観光データを活用したデータコンサルティング事業」を委託するあたり、企画提案方式により最も適したものを選定するために、観光データを活用したデータコンサルティング事業業務委託審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 契約候補者の選定に関する事項
- (2) 提案書の採用に関する事項
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、委員長と委員で組織し、別表のとおり構成する。

2 委員長は会務を掌握する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議に付する事案について緊急を要する場合は、委員長が個別に委員から同意を得ることで、会議に代えることができる。

(議事の取扱い)

第5条 議事については、非公開とする。

(秘密の保持)

第6条 会議に出席した者は、この会議について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、公益社団法人静岡県観光協会において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年5月14日から施行する。

別表

委員長	公益社団法人静岡県観光協会事業統括ディレクター	埜村 昇
委員	静岡県スポーツ文化・観光部観光交流局観光政策課班長 静岡県スポーツ文化・観光部観光交流局観光政策課主事 公益社団法人静岡県観光協会事務局長 公益社団法人静岡県観光協会国内マーケティング課長	竹田 敏彦 山田 一樹 赤池 勇治 小澤 誠